



令和5年4月1日『こども基本法』が施行されました。

「こども基本法」は、子どもの権利を包括的に保障する日本で初めての法律です。基本理念を示した第三条の第三号と第四号には、全ての子どもに意見を表明する機会を保障し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう記されています。

【第三号】 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

【第四号】 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

子どもの思いを引き出し受け止める大人のための10の心得

- ①子どもと私は別人格。好みも考えも決定も私と違って当然。
- ②子ども抜きに子どものことを決めない。子どもに関する決定は、子どもの意見を聴いてから。
- ③子どもに大人の意見を押しつけない。
- ④子どもが十分に考えられるよう、適切な情報の提供を。
- ⑤子どもの話をさえぎらず、最後までじっくり聴く。
- ⑥子どもの意見にしっかり応答、話し合いをていねいに。
- ⑦子どもが意見を言いやすくなるよう、感謝の言葉を忘れずに。
- ⑧子どもが問われ、考え、自ら決めた経験は、きっと子どもの成長につながる。
- ⑨子どもの人生は子どものもので。私は子どもにとって最善のサポーターになろう。
- ⑩最善のサポーターになれるよう、いつでも周囲の大人たちや社会のサポートを受けられる。

子どもだってしっかり自分の考えを持っているよ。

日々、子どもたちと向き合い、時に戸惑い、悩み、葛藤を抱えるみなさん。子どもに対する接し方をいま一度、考えてみませんか。

ー公益社団法人 鳥取県人権文化センター リーフレットより抜粋ー



「子ども」とは

社会経験が少なく、生きていくための知恵や自立するための力が十分に育っていない子どもは、「保護の対象者」として見られることが多い存在です。しかし、それと同時に、子どもは一人の人間として意思と人格を備えた「権利の主体者」でもあります。

大人の役割

誰もが知っている大切な人権の一つに自分の思いや意見を表わす権利があります。子どもがこの権利を行使するためには、大人は子どもの思いに丁寧に耳を傾け、その意思を尊重しなければなりません。



5月

鳥取市人権福祉センター専門相談

●カウンセラー相談

日時：9日(火)・23日(火) 15:00～17:00

定員：各日とも2名(1人：60分)

【場 所】鳥取市人権交流プラザ(幸町151)

【問合せ】鳥取市中央人権福祉センター

●夜間弁護士相談

日時：18日(木) 18:30～20:30

定員：3名(1人：30分)

☎ 0857-24-8241

(月～金/8:30～17:15)

予約制
相談無料

※当センターからおつなぎします。お問合せください。

●いきいき元気講座●

身体の不調を改善する簡単なヨガや、動きのある体操を取り入れた内容の体操を行います。



月日	曜日	内 容	月日	曜日	内 容
4/7	金	骨盤を整えて疲れにくい身体をつくる	9/1	金	身体のゆがみを改善し、美しい身体をつくる
5/11	木	自律神経を整えイライラや不眠症を改善する	10/6	金	気持ちよく腰を伸ばして、痛みやだるさをとる
6/2	金	痛くない動きで、関節痛を改善する	11/2	木	温活運動で免疫力を上げる
7/7	金	コリをほぐして、首・肩・背中をらくにする	12/1	金	関節をほぐして不調を改善する
8/4	金	呼吸と姿勢を整えて内臓を整える	R6 3/1	金	身体をゆるめて健康をとりもどし、メンタルのアンバランスも和らげる

■時 間：13:30~15:00

■講 師：田中 まなみ さん（健康運動指導士）

■会 場：気高人権福祉センター

■持ち物：動きやすい服装、飲み物

●自家製野菜と花づくり講座●

月日	曜日	内 容	月日	曜日	内 容
4/11	火	果菜類の植付け・盆用切り花等のポイント	10/10	火	タマネギの植付けポイント、秋の花の手入れ②（西根園芸：実技）
5/9	火	夏野菜(果菜類)の植付け・管理ほか（西根園芸：実技）	11/14	火	花の寄せ植え教室（西根園芸） ※材料代は実費
6/13	火	梅雨期の栽培管理、盆用切り花等のポイント	12/12	火	冬越し野菜の管理
7/11	火	秋まき野菜の種まき準備	2/13	火	じゃがいも等の植付け準備、春の花の準備
8/8	火	秋に向けてのほ場整備と暑期の花の準備	3/12	火	果菜類の植付け準備、他
9/12	火	タマネギの苗づくりと秋の花の手入れ①	※5月・10月・11月は西根園芸(鹿野町今市)です。		

■時 間：13:30~15:00

■講 師：西根雄司 さん（西根園芸）

■会 場：気高人権福祉センター

■持ち物：筆記用具

●料理教室●

「延ばそう健康寿命」

～フレイル予防・補食のススメ～

5月30日（火）10:00～12:30

講 師：管理栄養士 福田幸子さん（さんびる）

定 員：8名 ※5/23（火）まで（先着順）

持ち物：エプロン、三角巾、マスク

参加費：500円

<メニュー>

- ・にんじゃがポタージュ
- ・米粉クレープ
- ・焼きおにぎらず
- ・野菜のパンキッシュ
- ・いちごのレアチーズケーキ



※「補食」とは、朝昼晩の3食でおぎなえないエネルギーと栄養素を補給するための食事のことです。

【異動のあいさつ】

この度、「用瀬人権文化センター」に異動となりました。2年間の短い期間ではありましたが、皆様には大変お世話になりました。河原出身の私にとっては、通勤距離は短くなりますが、やっと慣れた気高を離れるのは寂しい限りです。今後、またどこかでご縁があるかも知れません。皆さんお体を大切にしてください。

前所長 中村 晃

この度、4月1日付けで、人権推進課へ異動になりました。地域の皆さまに色々とお話をいただき、自らの不勉強を深く感じた2年間でした。皆さま方との間で、ごあいさつ、笑顔、大きな声でのおしゃべり等、相手の目を見てお話しでき、聞いていただき、教えていただき感謝の日々でした。通勤途上で笑顔で手を振っていただいた地域の皆さまやハロウインの時、怪物のマスクをつけた私に驚いてくれた小学生の皆さん、本当にありがとうございました。こうして学んだことを今後の人権啓発活動に生かしたいと思っております。

人権教育推進員 前橋 美宏

～消防訓練を実施しました～

気高児童館と共催で地元の子どもたちと「けたかくるりこども食堂」の調理ボランティアの方々にも参加していただき、避難訓練と訓練用消火器（水消火器）を使用した消火訓練をし、使い方や消火方法の確認などを体験しました。

(R5.3月17日)



【着任のごあいさつ】

この度4月1日付けの人事異動により、気高人権福祉センター所長として勤務することになりました。これまで人権福祉員としての経験をもとに、微力ではありますが人権福祉員、人権教育推進員と協力しながら人権福祉センターの運営に尽力してまいります。地域の皆さまのご指導ご協力をよろしくお願いいたします。

所長 藤本 千里

4月1日付けの人事異動により、佐治人権福祉センターより気高人権福祉センターに勤務することになりました。まだまだ不慣れなことが多いですが、気高について、一生懸命勉強したいと思っております。御指導、よろしくお願い致します。

人権福祉員 福田 あやめ

この度の異動で、当センターにお世話になることになりました小山です。最初の勤務では、新たな人権問題との出会いや気づきなど、たくさんのお話を学ぶことができました。特に、まちづくり、人づくりは、人権を中心とした取り組みの大切さです。こうした思いをもって、地元の皆様との様々な形での交流を通して、人権教育を大切にしたい人づくりやまちづくりに取り組みたいと思っております。

人権教育推進員 小山 邦将

～令和4年度第2回運営委員会を

開催しました～

3月20日(月)、令和4年度第2回運営委員会を開催しました。運営委員から事業等について評価やご意見をいただいた内容は、今後のセンター事業等に反映し来年度の事業に活かしてまいります。また、人事異動等のため運営委員を離任される委員の皆さまにはこれまでかかわっていただきましたこと重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました。

どうぞ、ご利用ください！

ほっとカフェ
ゆるっと

飲み物もあります！
コーヒーなど 1杯20円
(セルフサービス)



※ ロビーにあるカフェスペースは常時
ご利用いただけます。

フリーダムデー 毎週水曜日 9:00~17:00
Freedomday

毎週水曜日は、みんなが“ほっとくつろげる場所”として、部屋を自由にご利用いただけます。おしゃべりや読書など、好きなことをして、ゆったりとした時間をお過ごしください。



漫談などのDVDもありますので、大いに笑って楽しい時間をすごしましょう♪
お友だちと誘い合ってください。

『脳はつらつ気高教室』の参加者を募集します！

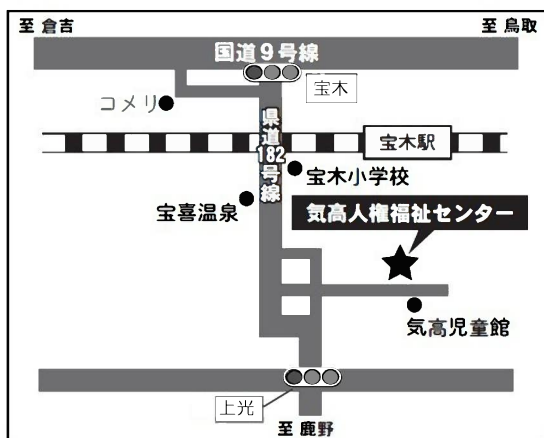
日頃から脳を元気にするような生活習慣を身につけることで、認知症の予防につながります。参加者同士の交流を深めながら楽しく活動していますので、お友達と誘い合って参加してみませんか。

- 開催日：毎月第4火曜日 9:30~11:30
- 会場：気高人権福祉センター

※詳細については気高人権福祉センターまでお問い合わせください。



〈気高人権福祉センターへのアクセス〉



住所 鳥取市気高町下光元478-3

TEL 0857-82-3363

FAX 0857-82-3364

Mail : jin-ketaka@city.tottori.lg.jp

【人権福祉センターだよりが見れます】

●本市ホームページで、気高人権福祉センターだよりをはじめ、市内にある全ての人権福祉センターの広報紙をご覧いただけます。



【広報誌へのアンケート受付中】

●広報紙をお読みいただきありがとうございます。アンケートにお答えいただけたら幸いです。

